

利用等規則の改め文

京都大学大学文書館利用等要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成24年10月19日

京都大学大学文書館
館長 林 信 夫

京都大学大学文書館利用等要項の一部を改正する要項

京都大学大学文書館利用等要項（平成13年総長裁定）の一部を次のように改正する。

第7第1項（2）中「不正アクセス（）」を「不正アクセス行為（）」に、「第3条第2項に規定する不正アクセス」を「第2条第4項に規定する不正アクセス行為」に改める。

附 則

（内閣総理大臣協議承認日）

この要項は、平成24年 月 日から実施する。

京都大学大学文書館利用等要項の一部改正（案）（新旧対照表）

※改正部分のみ

改正案	現 行
<p>(前略)</p> <p>(個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第7 大学文書館は、特定歴史公文書等に個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができるでき、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために次の各号に掲げる措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限</p> <p>(2) 当該特定歴史公文書等に記録されている個人情報に対する<u>不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。)</u>を防止するために必要な措置</p> <p>(3) 大学文書館の職員に対する教育・研修の実施</p> <p>(4) その他当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置</p> <p>(中略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>(内閣総理大臣協議承認日)</p> <p><u>この要項は、平成24年 月 日から実施する。</u></p>	<p>(同左)</p> <p>(個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第7 大学文書館は、特定歴史公文書等に個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができるでき、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために次の各号に掲げる措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限</p> <p>(2) 当該特定歴史公文書等に記録されている個人情報に対する<u>不正アクセス(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第3条第2項に規定する不正アクセスをいう。)</u>を防止するために必要な措置</p> <p>(3) 大学文書館の職員に対する教育・研修の実施</p> <p>(4) その他当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置</p> <p>(同左)</p>

(案)

神戸大学附属図書館大学文書史料室利用等要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成24年 月 日

神戸大学附属図書館大学文書史料室
室長 大塚裕史

神戸大学附属図書館大学文書史料室利用等要項の一部を改正する要項

神戸大学附属図書館大学文書史料室利用等要項（平成23年3月24日神戸大学附属図書館運営委員会承認）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「不正アクセス（）」を「不正アクセス行為（）」に、「第3条第2項に規定する不正アクセス」を「第2条第4項に規定する不正アクセス行為」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 月 日から施行する。

神戸大学附属図書館大学文書史料室利用等要項（案）（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>第1条～第7条 （略）</p> <p>（個人情報漏えい防止のために必要な措置）</p> <p>第8条 室は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、法第15条第3項に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、以下の措置を講ずる。</p> <p>(1) 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限</p> <p>(2) 当該特定歴史公文書等に記録されている個人情報に対する不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するために必要な措置</p> <p>(3) 室の職員に対する教育・研修の実施</p> <p>(4) その他必要な措置</p> <p>第9条～第33条 （略）</p> <p>附 則(平成24年 月 日)</p> <p>この要項は、平成24年 月 日から施行する。</p>	<p>第1条～第7条 （略）</p> <p>（個人情報漏えい防止のために必要な措置）</p> <p>第8条 室は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、法第15条第3項に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、以下の措置を講ずる。</p> <p>(1) 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限</p> <p>(2) 当該特定歴史公文書等に記録されている個人情報に対する不正アクセス（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第3条第2項に規定する不正アクセスをいう。）を防止するために必要な措置</p> <p>(3) 室の職員に対する教育・研修の実施</p> <p>(4) その他必要な措置</p> <p>第9条～第33条 （略）</p>

広島大学文書館特定歴史公文書等利用等規則の一部を改正する規則を次のように定める。(案)

平成 年 月 日

広島大学長 浅原 利正

平成 年 月 日規則第 号

広島大学文書館特定歴史公文書等利用等規則の一部を改正する規則

広島大学文書館特定歴史公文書等利用等規則(平成23年3月23日規則第11号)の一部について、下表左欄(「改正前」欄)を同表右欄(「改正後」欄)のように改正する。

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>(個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第8条 文書館長は、特定歴史公文書等に個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)が記録されている場合には、法第15条第3項の規定に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、以下の措置を講ずる。</p> <p>(1) 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限</p> <p>(2) 当該特定歴史公文書等に記録されている個人情報に対する不正アクセス(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第3条第2項に規定する不正アクセスをいう。)を防止するために必要な措置</p> <p>(3) 文書館の職員に対する教育・研修の実施</p> <p>(4) その他必要な措置</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第8条 同左</p> <p>(1) 〃</p> <p>(2) 当該特定歴史公文書等に記録されている個人情報に対する不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するために必要な措置</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 〃</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成24年 月 日から施行する。</u></p>

※下線部分は、改正箇所を示す。

(制定理由)

不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第12号)の施行を受け、「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)」を改正することに伴う所要の規定の整備を行うこととするため。

九州大学大学文書館における特定歴史公文書等の利用等に関する規程の一部を改正する規程

平成 24 年度九大規程第 号

施行：平成 24 年 月 日

九州大学大学文書館における特定歴史公文書等の利用等に関する規程（平成 22 年度九大規程第 153 号）の一部を次のように改正する。

(新)	(旧)
<p>(略)</p> <p>(個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第 8 条 文書館は、特定歴史公文書等に個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができるでき、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)が記録されている場合には、法第 15 条第 3 項に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、以下の措置を講ずる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該特定歴史公文書等に記録されている個人情報に対する不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成 11 年法律第 128 号)第 2 条第 4 項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するために必要な措置</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第 8 条 (同左)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該特定歴史公文書等に記録されている個人情報に対する不正アクセス(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成 11 年法律第 128 号)第 3 条第 2 項に規定する不正アクセスをいう。)を防止するために必要な措置</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(略)</p>

附 則

この規程は、平成 24 年 月 日から施行し、同年 5 月 1 日から適用する。

「日本銀行金融研究所アーカイブ利用等規則」の一部変更案

- 第8条を横線のとおり改める。

第8条 アーカイブは、歴史的公文に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、法第15条第3項の規定に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、以下の措置を講ずる。

(1) 略（不変）

(2) 当該歴史的公文に記録されている個人情報に対する不正アクセス不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第3条第2項に規定する不正アクセス第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するために必要な措置

(3) 略（不変）

(4) 略（不変）

「日本銀行金融研究所アーカイブ利用等規則」（新旧対照表）

（変更部分のみ）

変 更 案	現 行
<p>（個人情報漏えい防止のために必要な措置）</p> <p>第8条 アーカイブは、歴史的公文に個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、法第15条第3項の規定に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、以下の措置を講ずる。</p> <p>（1）書庫の施錠その他の物理的な接触の制限</p> <p>（2）当該歴史的公文に記録されている個人情報に対する不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するために必要な措置</p> <p>（3）アーカイブの職員に対する教育・研修の実施</p> <p>（4）その他必要な措置</p>	<p>（個人情報漏えい防止のために必要な措置）</p> <p>第8条 アーカイブは、歴史的公文に個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、法第15条第3項の規定に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、以下の措置を講ずる。</p> <p>（1）書庫の施錠その他の物理的な接触の制限</p> <p>（2）当該歴史的公文に記録されている個人情報に対する不正アクセス（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第3条第2項に規定する不正アクセスをいう。）を防止するために必要な措置</p> <p>（3）アーカイブの職員に対する教育・研修の実施</p> <p>（4）その他必要な措置</p>